

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則  
○福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十八号

#### 福島県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県農業協同組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同項第六号中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改め、同項第七号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同項第八号及び第九号中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同項第十号中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第二項」に改め、同項第十一号中「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第三項」に改め、同項第十二号を削り、同項第十三号中「第十一条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を削り、同項第十六号中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号中「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十八号を削り、同項第十九号中「第十一条の四十六第二項ただし書」を「第十一条の六十五第二項ただし書」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第二十三号まで

を三号ずつ繰り上げ、同項第二十四号中「の議決」を「の決議」に、「農業協同組合（農業協同組合連合会）解散議決認可申請書」を「農業協同組合（農業協同組合連合会）解散議決認可申請書」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十五号を同項第二十二号とし、同項第二十六号を同項第二十三号とし、同項に次の一号を加える。

二十四 法第七十条の第三項の規定による新設分割の認可の申請 農業協同組合（農業協同組合連合会）新設分割認可申請書（様式第三十二号の二）

第一条第二項第三号中「第六十四条第三項及び第六十五条第三項（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の三第四項」に、「農業協同組合（農業協同組合連合会）設立（定款変更・解散議決・合併・包括承継）認可証明請求書」を「農業協同組合（農業協同組合連合会）設立（定款変更・合併・包括承継・新設分割）認可証明請求書」に改め、同項第四号中「第七十二条の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同項第六号中「の議決」を「の決議」に、「農業協同組合（農業協同組合連合会）議決（選挙・当選）取消請求書」を「農業協同組合（農業協同組合連合会）決議（選挙・当選）取消請求書」に改め、同条第三項第二号中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改め、同項第十五号中「第九十七条の二第三号」を「第九十七条第三号」に、「様式第四十五号の五」を「様式第四十五号の六」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に、「様式第四十五号の四」を「様式第四十五号の五」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に、「様式第四十五号の三」を「様式第四十五号の四」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十二号中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十一」に、「農事組合法人組織変更届」を「出資農業協同組合（出資農業協同組合連合会・出資農事組合法人）組織変更届」に改め、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定による一般社団法人への組織変更の届出 非出資農業協同組合（非出資農業協同組合連合会・非出資農事組合法人）一般社団法人組織変更届（様式第四十五号の三）

第一条第三項第十一号中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十号中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第九号中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第八号中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「及び第七項」を「第五項及び第八項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 法第六十四条の二第一項の規定による事業を廃止していない旨の届出 農業協同組合（農業協同組合連合会）事業存続届（様式第四十号の二）  
十一 法第六十四条の三第三項の規定による継続の届出 農業協同組合（農業協同組合連合会）継続届（様式第四十号の三）

第一条第三項第五号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「様式第三十七号の二」を「様式第三十七号の五」とし、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の変更又は廃止の届出 農業協同組合信託規程変更(廃止)届(様式第三十七号の二)

四 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出 農業協同組合(農業協同組合連合会)宅地等供給事業実施規程変更(廃止)届(様式第三十七号の三)

五 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の変更又は廃止の届出 農業協同組合(農業協同組合連合会)農業経営規程変更(廃止)届(様式第三十七号の四)

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「省令」という。)」を「省令」に、「農業協同組合業務報告書(連結業務報告書)提出延期承認申請書(様式第五十一号)」を「農業協同組合業務報告書(連結業務報告書)提出延期承認申請書(様式第五十一号の二)」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「省令」という。)第七十六条の二第一項第三号イ又は同条第二項第三号イの規定による承認の申請 農業協同組合法施行規則第七十六条の二第一項第三号イ(第二項第三号イ)の規定による承認の申請書(様式第五十一号)

第三条第一号から第八号までの規定中「農業協同組合中央会」を削る。  
様式第十一号中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改める。

様式第十二号中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改める。

様式第十三号中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改める。

様式第十四号及び様式第十五号中「第11条の7第3項」を「第11条の17第3項」に改める。

様式第十六号中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改める。

様式第十七号中「第11条の23第3項」を「第11条の42第3項」に改める。

様式第十八号を次のように改める。

**様式第18号 削除**

様式第十九号中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に改める。

様式第二十号中「第11条の29第3項」を「第11条の48第3項」に改める。

様式第二十一号を次のように改める。

**様式第21号 削除**

様式第二十二号中「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改める。

様式第二十三号中「第11条の32第3項」を「第11条の51第3項」に改める。

様式第二十四号を次のように改める。

**様式第24号 削除**

様式第二十六号中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改める。

様式第三十号中「農業協同組合(農業協同組合連合会)解散議決認可申請書」を「農業協同組合(農業協同組合連合会)解散決議認可申請書」と、「解散の議決」を「解散の承認」に改め、同様式備考1の②中「解散の議決」を「解散の決議」に改め、同様式備考1の③及び④中「解散や議決」を「解散を決議」に改める。

様式第三十二号の次に次の様式を加える。

## 様式第32号の2（第1条関係）

農業協同組合（農業協同組合連合会）新設分割認可申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
農業協同組合（農業協同組合連合会）  
の名称

代表者の氏名

印

農業協同組合法第70条の2の規定により下記の農業協同組合（農業協同組合連合会）を新設分割により設立したいので、同法第70条の3第3項の規定により認可願います。

記

農業協同組合（農業協同組合連合会）名

備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 新設分割の理由及び新設分割計画の内容を記載した書類
  - (2) 新設分割設立組合に係る定款
  - (3) 新設分割設立組合に係る事業計画書
  - (4) 新設分割設立組合に係る事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有することができるものであることを説明する書面
  - (5) 新設分割設立組合に係る事業が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面
  - (6) 新設分割設立組合に係る成立の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - (7) 新設分割設立組合に係る役員となるべき者の氏名及び住所を記載した書面
  - (8) 新設分割計画を承認した総会の議事録の謄本
  - (9) 公告及び催告をしたことを証する書面
  - (10) 異議を述べた債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第三十四号中「農業協同組合（農業協同組合連合会）設立（定款変更・解散議決・合併・包括承継）認可証明請求書」や「農業協同組合（農業協同組合連合会）設立（定款変更・合併・包括承継・新設分割）認可証明請求書」における「解散の議決」や並びに「包括承継」の次に「新設分割」を並び、「第64条第3項」や並びに「第70条第2項」の次に「第70条の3第4項」を並び、

様式第三十六号中「農業協同組合（農業協同組合連合会）議決（選挙・当選）取消請求書」や「農業協同組合（農業協同組合連合会）決議（選挙・当選）取消請求書」の「議決」や「決議」における。

様式第三十七号中「第12条の7第4項」を「第12条の17第4項」に改め、様式第三十七号の二を様式第三十七号の五とし、様式第三十七号の次に次の三様式を加える。

## 様式第37号の2（第1条関係）

農業協同組合信託規程変更（廃止）届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者の氏名

印

信託規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の42第4項の規定により届け出ます。

## 備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 変更（廃止）の理由を記載した書類
  - (2) 信託規程中変更した部分の新旧対照表
  - (3) 変更前の信託規程
  - (4) （廃止の場合）引受信託財産処理計画書
  - (5) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第37号の3（第1条関係）

農業協同組合（農業協同組合連合会）宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
農業協同組合（農業協同組合連合会）  
の名称  
代表者の氏名 印

宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により届け出ます。

備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 変更（廃止）の理由を記載した書類
  - (2) 宅地等供給事業実施規程中変更した部分の新旧対照表
  - (3) （廃止の場合）宅地等供給事業の資産及び負債（権利及び義務を含む。）  
処理計画書
  - (4) 変更前の宅地等供給事業実施規程
  - (5) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

## 様式第37号の4（第1条関係）

農業協同組合（農業協同組合連合会）農業経営規程変更（廃止）届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
農業協同組合（農業協同組合連合会）  
の名称  
代表者の氏名 印

農業経営規程を変更（廃止）したので、農業協同組合法第11条の51第4項の規定により届け出ます。

## 備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 変更（廃止）の理由を記載した書類
  - (2) 農業経営規程中変更した部分の新旧対照表
  - (3) 変更前の農業経営規程
  - (4) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第四十号中「第4章」を「第5章、第8章」に改め、同様式備考1に次のように加える。

(3) 解致の発付に求める発付事項を様式第四十号の次に次の二様式を加える。

## 様式第40号の2（第1条関係）

農業協同組合（農業協同組合連合会）事業存続届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
農業協同組合（農業協同組合連合会）  
の名称  
代表者（代理人）の氏名 印  
代表者（代理人）の住所

当農業協同組合（当農業協同組合連合会）は、まだ事業を廃止していないため、農業協同組合法第64条の2第1項の規定により届け出ます。

## 備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) まだ事業を廃止していない状況を示す書類
  - (2) 代理人によって届出をする場合は、その権限を証する書面  
なお、届出又は(2)の書面に押印すべき代表理事の印鑑は、組合等登記令第25条で準用する商業登記法第20条第1項の規定により提出したものとする。  
ただし、農業協同組合法第64条の2第2項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合には、この限りでない。
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第40号の3 (第1条関係)

農業協同組合 (農業協同組合連合会) 継続届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地  
農業協同組合 (農業協同組合連合会)  
の名称  
代表者の氏名 印

当農業協同組合 (当農業協同組合連合会) は、清算終了までの間、組合を継続するため、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により届け出ます。

備考

- 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
  - (2) 継続の登記に係る登記事項証明書
- 2 様式本文中不要の文字は、抹消すること。

様式第四十一号中「第72条の13第2項」や「第72条の29第2項」に於ける。  
 様式第四十二号中「第72条の16第4項」や「第72条の32第4項」に於ける。  
 様式第四十三号中「第72条の17第2項」や「第72条の34第2項」に於ける。同様式(註  
 中)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 解散の登記に係る登記事項証明書

様式第四十四号(ヤシ)及び同様式(ヤシ)中「第72条の18第3項」や「第72条  
 の35第3項」に於ける。

様式第四十五号中「第72条の18の10」や「第72条の44」に於ける。

様式第四十五号の(1)中「農事組合法人組織変更届」や「出資農業協同組合(出資農業  
 協同組合連合会・出資農事組合法人)組織変更届」及び「第73条の12」や「第73条の10」  
 に於ける。同様式(註)中「農事組合法人」や「出資農業協同組合(出資農業協同組合連  
 合会・出資農事組合法人)」に於ける。同様式(註)中「株式会社」や「組織変更の登  
 記に係る」に於ける。

様式第四十五号の(5)中「第97条の2」や「第97条」に於ける。同様式(註)中「第97条  
 の2第3号」や「第97条第3号」に於ける。同様式(註)中「第97条の2第4号及び第5  
 号」や「第97条第4号及び第5号」に於ける。同様式(註)中「第97条の2第4号及び第5  
 号」に於ける。

様式第四十五号の(4)中「第97条の2第1号」や「第97条第1号」に於ける。同様式(註)  
 式第四十五号の(5)とする。

様式第四十五号の(3)中「第97条の2第1号」や「第97条第1号」に於ける。同様式(註)  
 式第四十五号の(4)とし、同様式の前記次の「様式」を加える。

## 様式第45号の3（第1条関係）

非出資農業協同組合（非出資農業協同組合連合会・非出資農事組合法人）一般社団法人  
組織変更届

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

一般社団法人の名称

代表者の氏名

印

下記のとおり組織を変更したので、農業協同組合法第73条の10を準用する同法第80条の規定により届け出ます。

## 記

- 1 組織変更年月日 年 月 日
- 2 組織変更前の名称

備考 この届には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 組織変更の理由を記載した書類
- (2) 組織変更計画書
- (3) 組織変更後の一般社団法人の定款
- (4) 組織変更時における非出資農業協同組合（非出資農業協同組合連合会・非出資農事組合法人）の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 組織変更を議決した総会の議事録の謄本又は抄本
- (6) 一般社団法人の登記事項証明書

様式第四十七号から様式第五十号の五までの規定中「第11条の26」を「第11条の45」に改める。  
様式第五十一号を様式第五十一号の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

## 様式第51号（第2条関係）

農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ（第2項第3号イ）の規定による承認の申請書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者の氏名

印

農業協同組合法第30条第12項（第30条の2第4項）に規定する理事（経営管理委員）の定数については、その過半数を認定農業者等とすることが困難であるため、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第3号イ（同条第2項第3号イ）の規定により、下記のとおり承認願います。

記

理事（経営管理委員）の定数のうち認定農業者等の数及び割合

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理事（経営管理委員）の定数の過半数を認定農業者等とすることとすれば選挙又は選任が困難となる理由を記載した書類
- (2) 理事（経営管理委員）選挙又は選任に先立って実施した認定農業者の数に関する調査結果を記載した書類
- (3) 理事（経営管理委員）の定数が記載された定款の写し

様名第五十五号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）総会（総代会）招集届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）総会（総代会）招集届〕  
 様名第五十六号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕  
 様名第五十七号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第五十八号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第五十九号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第六十号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第六十一号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

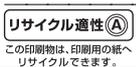
様名第六十二号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第六十三号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

様名第六十四号 〔農業協同組合（農業協同組合連合会・農業協同組合中央会）通常総会（総代会）招集遅延届〕や〔農業協同組合（農業協同組合連合会）通常総会（総代会）招集遅延届〕

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業協同組合法施行細則の規定に基づき提出されている申請書、請求書、届又は申立書は、改正後の福島県農業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書、請求書、届又は申立書とみなす。  
 （農業経済課）



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷